

資料②

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例

(設置)

第1条 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園（以下「三山園」という。）のあり方について、専門的・総合的・多角的な見地から検討を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条の4第3項に定める附属機関として特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、三山園のあり方に関する事項について調査審議し、管理者に答申する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、9人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 関係市の三山園事業を所掌する部の部長等 4人以内

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務を終えるまでとする。

2 前条第2項第2号の委員は、その職を離れたときに委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合において、後任の委員は、管理者が委嘱する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は管理者が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員（ただし議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員(ただし、第3条第2項第2号に掲げる委員を除く。)に対する報酬は、一の審議会出席につき日額22,000円(ただし、費用弁償を含む。)とする。

(四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の適用除外)

第10条 この条例の規定に基づく報酬については、四市複合事務組合非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和52年四市複合事務組合条例第4号)第5条の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例（令和4年四市複合事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の開催通知)

第2条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、やむを得ない場合のほか、開催日の7日前までに、議案を添えて、日時、場所その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(欠席及び代理出席)

第3条 委員は、前条の規定による開催通知を受けた場合において出席できないときは、あらかじめその旨を書面にて会長に申し出るものとする。

2 会長は、会議に出席できないときは、その旨を書面にて副会長に申し出るものとする。

3 条例第3条第2項第2号に掲げる委員が審議会の会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、審議会の会議の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

4 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関の三山園事業を所掌する部の課長相当職以上の者とする。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は公開とする。ただし、四市複合事務組合情報公開条例（平成18年四市複合事務組合条例第3号）第26条各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第5条 会長は、前条ただし書に該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴に関しては、四市複合事務組合審議会等傍聴規則（令和4年四市複合事務組合規則第1号）によるものとする。

(議事録等)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、四市複合事務組合事務分掌規則（昭和52年四市複合事務組合規則第2号）第3条第1項に規定する管理係において保存するものとする。

(1) 会議の開催年月日時、場所

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事内容

2 議事録は、これを公開する。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるとき又は四市複合事務組合情報公開条例第7条各号に該当するときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会の会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。